平成 24 年５月 25 日

各　　位

会　　社　　名　スリープログループ株式会社
本 社 所 在 地　東京都新宿区西新宿七丁目 21 番３号
代　　表　　者　代表取締役　関戸明夫
（コード番号 2375、 東証マザーズ）
問 合 せ 先　執行役員ＣＦＯ　古野孝志
（ＴＥＬ０３－６８３２－３２６０）

証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について

当社は、平成 24 年２月 20 日付「過年度四半期決算の訂正に関するお知らせ」で公表いたしましたとおり、過去に提出した四半期報告書に訂正すべき事項がありましたので、平成 24 年２月 20 日付で関東財務局に、以下に記載する「四半期報告書」を提出し、その旨を公表しております。

平成 22 年 10 月期　第２四半期報告書　　（自　平成 22 年２月１日　至　平成 22 年４月 30 日）
平成 22 年 10 月期　第２四半期四半期報告書の訂正報告書（平成 23 年２月 28 日提出）（自　平成 22 年２月１日　至　平成 22 年４月 30 日）
平成 22 年 10 月期　第３四半期報告書　　（自　平成 22 年５月１日　至　平成 22 年７月 31 日）
平成 22 年 10 月期　第３四半期四半期報告書の訂正報告書（平成 23 年２月 28 日提出）（自　平成 22 年５月１日　至　平成 22 年７月 31 日）

これらに関し、本日付で証券取引等監視委員会から、内閣総理大臣および金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第１項の規定に基づき、当社に対し 600 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がありましたので、お知らせいたします。

当社は、この度、証券取引等監視委員会から上記の勧告をされたことを真摯に受け止め、金融庁から正式な通知を受領後、対応について検討し、決定次第改めて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、お客様をはじめとする関係者の皆様に、多大なるご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことを、あらためて心より深くお詫び申し上げます。

以上